

違法駐車車両に対する移動等の措置について（例規）

最終改正 令和4. 2. 25 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条（法第75条の8第2項において準用する場合を含む。）及び第51条の3の規定による違法駐車車両（当該車両の積載物を含む。）の移動、保管、返還、公示、売却、廃棄、費用の徴収、所有権の帰属その他の措置の適正かつ効果的な処理を図るため、必要な事項を定めたもので、平成6年5月10日から実施しています。